

# 新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業 事業者選定プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

市が新潟駅バスターミナルに設置するデジタルサイネージにより、バスの運行情報や行政情報を発信するほか、鉄道およびバス利用者の乗換え利便性向上に寄与するよう運用することを目的に、「新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業」を実施する。

ついては、当該事業を適切に遂行することができる能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 事業の概要

事業の概要は以下のとおり（別紙1「新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業 事業者選定プロポーザルの概要について」参照）

### (1) 事業名称

新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業

### (2) 事業内容

別紙2「新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業 仕様書」のとおりに

### (3) 事業期間

協定締結日から令和12年3月31日まで

## 3. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により事業者を選定する。

## 4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 応募者の資格要件

① 応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の構成員となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 新潟市入札参加資格名簿（業務委託）に登録されている、もしくは、市税（市外または県外に本社を置く法人の場合、本社が所在する市町村の税）を滞納していないこと。

(ウ) 新潟市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(エ) 次の(a)から(c)のいずれにも該当しないこと。

(a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

- (b) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
  - (c) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。
  - (オ) 別紙2「新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業 仕様書」に基づく要件に対応できること。
  - (カ) 日本国内において、デジタルサイネージに掲載する広告等を募集・掲載し、デジタルサイネージの運営及び保守費用等の一部または全部を賄いながら、電車やバスの乗換え利便性に資する情報発信を行う事業を継続して1年以上実施した実績を有すること。
- ② 共同企業体として応募する場合の要件は以下のとおりとする。
- (ア) すべての構成員が上記①（ア）から（オ）の要件に該当すること。
  - (イ) 構成員のうち1者以上が上記①（カ）の要件に該当すること。
  - (ウ) 本市との対応窓口となり協定締結等の諸手続を行う等、事業遂行の責を負う者を代表事業者とすること。
  - (エ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、共同企業体の構成員となることはできない。
- (2) 応募資格の制限
- 次に該当する者は、応募者の資格要件を満たしていても本プロポーザルの応募者及び共同企業体の構成員となることができない。
- ① 新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業 事業者選定委員会の委員
  - ② ①が自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

## 5. スケジュール

| 実施日           | 内 容                     |
|---------------|-------------------------|
| 9月16日（水）      | 公募開始（市ホームページに掲載）        |
| 9月30日（水）午後4時  | 参加表明書締切                 |
| 10月2日（金）午後4時  | 質問締切                    |
| 10月6日（火）      | 質問に対する回答（市ホームページに掲載）    |
| 10月19日（月）午後4時 | 提案書締切                   |
| 11月4日（水）      | 審査委員会                   |
| 11月5日（木）      | 審査結果通知・事業候補者決定・協定締結（予定） |

## 6. 公募開始から提案書提出まで

### (1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

【提出書類】別紙3「参加表明書」（単独で参加する場合にあっては別紙3-1、  
共同企業体で参加する場合にあっては別紙3-2）  
別紙4「共同企業体協定書兼委任状」（共同企業体で参加する場合のみ）

【提出部数】1部

【提出期限】令和8年9月30日（水）午後4時必着

【提出方法】持参または郵送（郵送の場合は提出期限までの必着とする）

### (2) 質問書の提出及び回答

本事業及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

【提出書類】質問書（様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記）

【提出期限】令和8年10月2日（金）午後4時必着

【提出方法】持参、郵送、電子メールのいずれか

【回答方法】令和8年10月6日（火）までに回答を新潟市ホームページに掲載する。  
なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。

### (3) 提案書の提出

【提出書類】ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

以下の項目に記載する内容を提案すること（様式・枚数任意）。

|   | 企画提案書に記載する事項                              |
|---|-------------------------------------------|
| ① | 本事業に対する実施方針                               |
| ② | 事業計画（スケジュール含む）                            |
| ③ | 成果指標、目標達成に向けた推進体制（PDCA）                   |
| ④ | 事業運営体制<br>・総括者 ・システム担当者 ・設備関連担当者 ・維持管理担当者 |
| ⑤ | 維持管理（メンテナンス）計画                            |
| ⑥ | 鉄道およびバス利用者の乗換え利便性向上に寄与することが具体的にイメージできる資料  |
| ⑦ | 収支計画（3か年度分を年度ごとに記載）                       |
| ⑧ | 経費見積書（可能な限り詳細に記載）                         |

|   |                                                |
|---|------------------------------------------------|
| ⑨ | 収入見積書（可能な限り詳細に記載）                              |
| ⑩ | 広告の販売計画、広告収入を増やすための取り組み                        |
| ⑪ | その他独自提案                                        |
| ⑫ | ①～⑩のほか、別紙2「新潟駅バスターミナルデジタルサイネージ運営事業 仕様書」に記載する内容 |

イ 別紙5「組織の概要及び業務実績」

ウ 財務諸表（3期分、写し可）

エ 別紙6「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」

オ その他書類審査時に配布を希望するもの

- 【留意事項】
- ・ 企画提案書の用紙は、A4版の横向き（上下開き）とすること。
  - ・ 社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
  - ・ ホチキス止めや製本はせず、クリップ止めで提出すること。
  - ・ 企画提案書の提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。
  - ・ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

【提出期限】 令和8年10月19日（月）午後4時必着

【提出方法】 持参または郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

## 7. 事業候補者の選定

### (1) 審査委員会

事業者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、審査委員会が行う。審査委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員等で構成する。審査委員会の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

### (2) 選定方法

- (ア) 審査委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により事業候補者を選定する。
- (イ) 審査委員会は非公開とし、開催場所等の詳細は参加表明事業者に対し別途通知する。
- (ウ) (3) 審査基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。
- (エ) 審査の結果、得点が最も高い者を事業候補者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合は、各委員による多数決により決定することとする。なお、得点が最も高い者であっても、各委員による平均得点が配点合計の60パーセント(60点)に満たない場合は、事業候補者に選定しない場合がある。
- (オ) 提案者が1者のみであった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を事業候補者とする。

(3) 審査基準

【評価点】

5：優れている 4：やや優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る

(重点項目については2を、最重点項目については3を乗じたものを評価点とする)

| 大分類 |      | 小分類          | 主な内容                                                   | 配点 |     |
|-----|------|--------------|--------------------------------------------------------|----|-----|
| ①   | 実施方針 | 事業計画         | 本事業の3年間の展望とそれを実現するための事業計画、成果指標などが適切に設定されているか。 など       | 5  | 5   |
| ②   | 運営体制 | 組織化          | 運営は組織化され、業務ごとに役割と責任分担が明確になっているか。 など                    | 5  | 20  |
|     |      | 継続性          | 会社、団体の経営状況は健全であるか。P D C Aサイクルに基づき適切に事業運営を行うことができるか。 など | 5  |     |
|     |      | 運営実績         | デジタルサイネージ事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか。 など                   | 5  |     |
|     |      | 維持管理         | 機器等のメンテナンス、点検の頻度は十分か。 など                               | 5  |     |
| ③   | 利便性  | わかりやすさ       | バスの運行に関する情報を利用者に分かりやすく提供できる提案となっているか。 など               | 10 | 35  |
|     |      | 乗換え利便性への寄与   | 鉄道とバス利用者双方の乗換え利便性向上に寄与する具体的かつ実現性の高い提案となっているか。 など       | 10 |     |
|     |      | 多言語対応        | 多様な言語での情報提供に対応できるか。 など                                 | 10 |     |
|     |      | 第3者の発信手段の確保  | 必要に応じて、第3者がデジタルサイネージから迅速に情報発信する手段を提供できるか。 など           | 5  |     |
| ④   | 経済性  | 収支改善         | 広告収入を増加させる等、収支改善に関する具体的かつ実現性の高い計画を有しているか。 など           | 15 | 25  |
|     |      | 市の財政負担軽減への寄与 | 広告収入の一部を市へ納付するなど、市の財政負担軽減に寄与する提案となっているか。 など            | 10 |     |
| ⑤   | 独自提案 | その他独自提案      | 事業の効果を高める具体的かつ実現性の高い独自の取組提案があるか。 など                    | 15 | 15  |
|     | 合計   | 12項目         |                                                        |    | 100 |

(4) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、審査委員会で決定された事業者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）や、得点、順位等について公表する場合は、その際に各提案者の同意を得た上で公表するものとする。

なお、新潟市情報公開条例に基づき、複製の作成及び公開を行う場合も、各提案者の同意を得て行う。

## 8. 協定締結に関する基本事項

### (1) 事業者の決定

- (ア) 審査により決定した事業候補者に対し、協定の締結交渉を行う。
- (イ) 事業候補者との協定の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは事業候補者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、協定の締結交渉を行う。

### (2) 協定内容

協定内容は、仕様書及び提案書に基づき、審査結果を考慮の上、詳細を協議し決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

### (3) 協定書

事業者は新潟市と協議の上、本事業に関する協定を締結することとする。

### (4) 協定の解除

協定締結後に事業者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合、新潟市は協定の解除ができるものとする。なお、協定の解除により事業者が損害を受けた場合、新潟市に対してその損失の補償を求めることはできないものとする。

### (5) 一括再委託の禁止

事業者は、事業を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。ただし、事業全体を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面により承諾を得た場合は、事業の一部を委託することを可とする。

## 9. 特記事項

### (1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・ 本公募の公開以降、審査員による審査が終了するまでの間に、審査員に不当な接触を行った者
- ・ 提案書の提出期限に遅れた者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者、またはこの要領に定められた事項に違反した者

### (2) その他

- ・ 企画提案書等の作成および提出に要する一切の費用（旅費、通信費含む）は、提案者の負担とする。
- ・ 審査結果について異議申し立ては認めない。
- ・ 事業候補者の名称は公表できるものとする。
- ・ 提出された企画提案書等は、応募者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・ 提出された全ての企画提案書は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書は、複製する場合がある。

## 10. 問合せ及び書類提出先

新潟市都市政策部都市交通政策課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL：025-226-2750 E-mail：kotsu@city.niigata.lg.jp